

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成30年3月30日

金曜日

号外(26)

## 目次

規 則	
○富山県行政組織規則の一部を改正する規則	1

## 規 則

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第28号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成6年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36款 薬事研究所（第192条—第196条）」を

「第36款 薬事総合研究開発センター

第1目 所掌事務等（第192条・第192条の2）

第2目 総務課（第193条）

第3目 創薬研究開発センター（第194条）

に、「工業技術

第4目 製剤開発支援センター（第195条・第195条の2）

第5目 薬用植物指導センター（第196条）

」

センター」を「産業技術研究開発センター」に、「中央研究所」を「ものづくり研究開発センター」に改め、「第6目 ものづくり研究開発センター（第210条の2）」を削り、「第210条の3・第210条の4」を「第210条の2・第210条の3」に改める。

第6条第1項の表総合政策局の項中「富山マラソン推進班」を「富山マラソン推進班 冬季スキー国体推進班」に改め、同表観光・交通・地域振興局の項中「地域

資源・ブランド係 定住・交流促進係)を「企画・ブランド係 地域活力・中山間支援班」に改め、同表生活環境文化部の項中「芸術文化係」を「芸術文化係 シアター・オリックス推進班」に改め、同表商工労働部の項中「新産業科学技術班」を「新産業創出班 デザイン・クリエイティブ産業振興班」に、

「	労働雇用課	労政係 雇用対策係
	職業能力開発	人材育成係 訓練指導係
	課	

を

「	労働政策課	労政係 雇用推進係 人材育成係	」
---	-------	-----------------	---

に改め、同表農林水産部の項中「中山間地域振興班」を「中山間農業振興班」に、「森づくり推進班 全国植樹祭推進班」を「森づくり推進班」に改め、同条第3項の表観光振興室の項中「国際観光班」を「魅力創出・広域観光班」に改める。

第9条中第19号を第22号とし、第18号を第21号とし、第17号の次に次の3号を加える。

- (18) 移住及び交流の促進に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。
- (19) 人材確保対策（U I J ターンに係るものに限る。）に関すること。
- (20) 首都圏情報発信拠点に関すること。

第12条の2中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 冬季国体スキー競技会に関すること。

第12条の2の3第1項第2号中「環日本海施策」を「国際施策」に改める。

第12条の3第5号を次のように改める。

- (5) 中山間地域の振興の総括に関すること。

第41条第1項中第15号を第16号とし、第2号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 住宅宿泊事業に関すること（他の所掌に係るものを除く。）。

第41条第2項中「前項第13号」を「前項第14号」に改める。

第42条第14号中「薬事研究所」を「薬事総合研究開発センター」に改める。

第43条第9号中「及び発明考案」を削り、同条第13号中「工業技術センター」を

「産業技術研究開発センター」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 発明考案に関すること。

第47条中第7号を削り、第8号を第7号とする。

第48条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「労働雇用課」を「労働政策課」に改め、同条第8号中「こと」の次に「(他の所掌に係るものを除く。)」を加え、同条中第10号を第20号とし、第9号の次に次の10号を加える。

(10) 職業能力開発計画に関すること。

(11) 事業主等が行う職業能力の開発及び向上の促進に対する援助に関すること。

(12) 準則訓練に関すること。

(13) 職業訓練の委託に関すること。

(14) 事業主等が行う職業訓練の認定に関すること。

(15) 職業訓練指導員に関すること。

(16) 職業訓練法人に関すること。

(17) 技能検定に関すること。

(18) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構富山職業訓練支援センター、北陸職業能力開発大学校及び富山職業能力開発促進センターとの連絡調整に関すること。

(19) 技術専門学院に関すること。

第49条を次のように改める。

#### 第49条 削除

第58条第5号中「中山間地域の振興の総括」を「中山間農業の振興」に改める。

第59条第24号を削る。

第79条の表富山県公立大学法人評価委員会の項中「の規定による評価に関する事務及び同項第2号」を「から第6号まで」に改め、同表富山県国民健康保険運営協議会の項を次のように改める。

富山県国民健康保険 運営協議会	国民健康保険法第11条の規定による国民健康保険 事業の運営に関する事項の審議に関する事務	厚生企画 課
--------------------	---	-----------

第79条の表富山県職業能力開発審議会の項中「職業能力開発課」を「労働政策課」に改め、同表富山県農業共済保険審査会の項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第131条及び第143条の2第2項」を「第171条及び第222条第2項」に改める。

第80条第36号を次のように改める。

(36) 薬事総合研究開発センター

ア 総務課

イ 創薬研究開発センター

ウ 製剤開発支援センター

エ 薬用植物指導センター

第80条第39号中「工業技術センター」を「産業技術研究開発センター」に改め、同号イ中「中央研究所」を「ものづくり研究開発センター」に改め、同号オを削る。

第4章第2節第36款を次のように改める。

**第36款** 薬事総合研究開発センター

**第1目** 所掌事務等

(所掌事務)

**第192条** 薬事総合研究開発センターは、薬事について必要な研究開発、試験、分析及び技術指導その他これらに附帯する業務に関する事務をつかさどる。

(名称及び位置)

**第192条の2** 薬事総合研究開発センターの名称は、富山県薬事総合研究開発センターとする。

2 薬事総合研究開発センターは、総務課及びセンターをもって構成し、その名称及び位置は次の表のとおりとする。

名称	位置
総務課	射水市
創薬研究開発センター	射水市
製剤開発支援センター	射水市
薬用植物指導センター	中新川郡上市町

**第2目** 総務課

(分掌事務)

**第193条** 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人事、公印、文書物品、予算経理、出納その他の会計並びに庁舎の管理及びセンター内の取締りに関すること。
- (2) 他の主掌に属しないこと。

### 第3目 創薬研究開発センター

(分掌事務)

**第194条** 創薬研究開発センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 創薬研究開発に関すること。
- (2) バイオ医薬品、再生医療等に関する研究開発に関すること。
- (3) 医薬品等の薬理学、毒性学及び病理学的試験研究に関すること。
- (4) 実験動物の飼育管理に関すること。
- (5) 研究、研修及び技術指導の企画調整に関すること。
- (6) 知的財産権に関すること。

### 第4目 製剤開発支援センター

(内部組織)

**第195条** 製剤開発支援センターに製剤研究課及び試験課を置く。

(分掌事務)

**第195条の2** 製剤研究課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 育薬開発研究に関すること。
- (2) 医薬品等の薬剤学的試験研究に関すること。
- (3) 医薬品等の製剤学的試験研究及び技術指導に関すること。
- (4) 人材育成に関すること。
- (5) 広報等啓発活動に関すること。

2 試験課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の分析試験研究及び技術指導に関すること。
- (2) 医薬品等の微生物学的試験研究に関すること。
- (3) 医薬品等の規格及び試験方法の審査に関すること。

### 第5目 薬用植物指導センター

(分掌事務)

**第196条** 薬用植物指導センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 薬用植物の試験研究に関すること。
- (2) 薬用植物の栽培及びその指導、研修に関すること。
- (3) 薬用植物の種苗の確保及び供給に関すること。
- (4) 薬用植物の知識の普及に関すること。

第4章第2節第39款の款名を次のように改める。

**第39款** 産業技術研究開発センター

第201条各号列記以外の部分中「工業技術センター」を「産業技術研究開発センター」に改め、同条第1号中「工業に関する試験研究、分析、技術調査、技術指導」を「産業技術に関する研究開発、試験、分析、指導」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、同条第6号中「知的所有権（工業所有権）」を「知的財産権（産業財産権）」に改め、同号を同条第4号とする。

第202条第1項中「工業技術センターの」を「産業技術研究開発センターの」に、「富山県工業技術センター」を「富山県産業技術研究開発センター」に改め、同条第2項の表以外の部分中「工業技術センター」を「産業技術研究開発センター」に改め、同項の表中

中央研究所	高岡市
生活工学研究所	南砺市
機械電子研究所	富山市
ものづくり研究開発センター	高岡市

を

ものづくり研究開発センター	高岡市
生活工学研究所	南砺市
機械電子研究所	富山市

に改める。

第203条中「企画情報課」を「企画調整課」に改める。

第204条第2項各号列記以外の部分中「企画情報課」を「企画調整課」に改め、

同項第3号中「情報処理システム」を「情報ネットワークシステム」に、「工業技術」を「産業技術」に改め、同項第7号中「工業技術振興会議の運営」を「その他産業技術開発事業の企画」に改め、同項第8号から第10号までを削る。

第4章第2節第39款第3目を次のように改める。

### 第3目 ものづくり研究開発センター

(内部組織)

**第205条** ものづくり研究開発センターにもものづくり基盤技術課、デジタルものづくり課、機能素材加工課及び製品・機能評価課を置く。

(分掌事務)

**第206条** ものづくり基盤技術課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 工業材料開発に係る試験研究及び指導に関すること。
- (2) 工業材料の分析、評価に係る試験研究及び指導に関すること。
- (3) 複合材料に係る試験研究及び指導に関すること。
- (4) その他工業材料に係る試験研究及び指導に関すること。

2 デジタルものづくり課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 三次元造形及びその周辺技術に係る試験研究及び指導に関すること。
- (2) 三次元計測及びその周辺技術に係る試験研究及び指導に関すること。
- (3) 金属工芸品及び漆工芸品に係る試験研究及び指導に関すること。
- (4) その他先端的技術の活用に係る技術開発及び指導に関すること。

3 機能素材加工課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 材料の加工に係る試験研究及び指導に関すること。
- (2) 素材のマルチマテリアル化に係る試験研究及び指導に関すること。
- (3) 精密測定技術に係る試験研究及び指導に関すること。
- (4) その他加工に係る試験研究及び指導に関すること。

4 製品・機能評価課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 工業製品の機械性能評価に係る試験研究及び指導に関すること。
- (2) 工業製品の電磁性能評価に係る試験研究及び指導に関すること。
- (3) 工業製品の耐久性能評価に係る試験研究及び指導に関すること。
- (4) その他工業製品の品質評価に係る試験研究及び指導に関すること。

第207条中「製品科学課及び生産システム課」を「生活科学課及び生活資材開発課」に改める。

第208条を次のように改める。

(分掌事務)

**第208条** 生活科学課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ヘルスケア関連製品に係る試験研究及び指導に関すること。
- (2) 感覚知覚等人間情報の解析に係る試験研究及び指導に関すること。
- (3) 人体生理の計測又は評価解析に係る試験研究及び指導に関すること。
- (4) 生活空間の評価解析に係る試験研究及び指導に関すること。
- (5) 人間行動の評価解析に係る試験研究及び指導に関すること。
- (6) その他生活関連製品の評価に係る試験研究及び指導に関すること。

2 生活資材開発課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活関連資材に係る試験研究及び指導に関すること。
- (2) 繊維高分子材料の高機能化に係る試験研究及び指導に関すること。
- (3) 環境対応関連製品の生産に係る試験研究及び指導に関すること。
- (4) 生活関連製品の消費科学に係る試験研究及び指導に関すること。
- (5) その他生活関連製品の生産に係る試験研究及び指導に関すること。

第209条中「機械システム課及び電子技術課」を「機械情報システム課及び電子デバイス技術課」に改める。

第210条第1項各号列記以外の部分中「機械システム課」を「機械情報システム課」に改め、同項第1号中「メカトロニクス技術に係る開発研究」を「デジタルエンジニアリング技術に係る試験研究」に改め、同項第2号中「機械材料に係る開発研究」を「センシング・モニタリング技術に係る試験研究」に改め、同項第3号中「音響及び振動解析に係る開発研究」を「機械情報技術の応用に係る試験研究」に改め、同項第4号中「情報技術のシステム化に係る開発研究」を「機械システムの要素技術に係る試験研究」に改め、同項第5号中「機械技術」を「機械のシステム化技術」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「電子技術課」を「電子デバイス技術課」に改め、同項第1号中「電子デバイスに係る開発研究」を「機能性電子デバイスに係る試験研究」に改め、同項第2号中「電子材料に係る開発研究」を

「電子デバイス材料に係る開発研究」に改め、同項第3号中「電子及び電気回路に係る開発研究」を「電子デバイスの応用技術に係る試験研究」に改め、同項第4号中「光及び通信技術のシステム化に係る開発研究」を「電子デバイスの信頼性評価技術等に係る試験研究」に改める。

第2章第4節第39款第6目を削る。

第2章第4節第39款の2中第210条の3を第210条の2とし、第210条の4を第210条の3とする。

第326条第1項の表の課長の項中「総合政策局長、観光・交通・地域振興局長又は生活環境文化部長」を「部局長」に改める。

第327条第1項の表中「局長及び」を「局長、」に改め、「室長を除く。）」の次に「及びセンター長」を加える。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる課又は出先機関の職員であった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の職員となるものとする。

この規則の施行前の課又は出先機関の名称	この規則の施行後の課又は出先機関の名称
商工労働部労働雇用課	商工労働部労働政策課
商工労働部職業能力開発課	商工労働部労働政策課
薬事研究所	薬事総合研究開発センター
工業技術センター	産業技術研究開発センター

3 施行日の前日において前項の表の左欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹、主査、主任、技能主任、副主幹研究員又は主任研究員の職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる課又は出先機関の主幹、副主幹、主査、主任、技能主任、副主幹研究員又は主任研究員の職を命ぜられたものとする。

- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を發せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
観光・交通・地域振興局地域振興課地域資源・ブランド係長	観光・交通・地域振興局地域振興課企画・ブランド係長
商工労働部職業能力開発課副係長	商工労働部労働政策課副係長
農林水産部農村振興課中山間地域振興班長	農林水産部農村振興課中山間農業振興班長
薬事研究所所長	薬事総合研究開発センター所長
薬事研究所次長	薬事総合研究開発センター次長
薬事研究所総務課長	薬事総合研究開発センター総務課長
薬事研究所薬用植物指導センター所長	薬事総合研究開発センター薬用植物指導センター長
工業技術センター所長	産業技術研究開発センター所長
工業技術センター次長	産業技術研究開発センター次長
工業技術センター企画管理部長	産業技術研究開発センター企画管理部長
工業技術センター企画管理部総務課長	産業技術研究開発センター企画管理部総務課長
工業技術センター企画管理部企画情報課長	産業技術研究開発センター企画管理部企画調整課長
工業技術センターものづくり研究開発センター所長	産業技術研究開発センターものづくり研究開発センター長
工業技術センター生活工学研究所長	産業技術研究開発センター生活工学研究所長
工業技術センター生活工学研究所製品科学課長	産業技術研究開発センター生活工学研究所生活科学課長

工業技術センター生活工学研究所生産システム課長	産業技術研究開発センター生活工学研究所生活資材開発課長
工業技術センター機械電子研究所長	産業技術研究開発センター機械電子研究所長
工業技術センター機械電子研究所機械システム課長	産業技術研究開発センター機械電子研究所機械情報システム課長
工業技術センター機械電子研究所電子技術課長	産業技術研究開発センター機械電子研究所電子デバイス技術課長

(富山県会計規則の一部改正)

- 5 富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)の一部を次のように改正する。  
別表第2の薬事研究所の項及び工業技術センターの項を次のように改める。

薬事総合研究開発センター	総務課長
産業技術研究開発センター	総務課長

別表第3中

工業技術センター	工業技術センター (生活工学研究所) (機械電子研究所)	を
----------	------------------------------------	---

産業技術研究開発センター	産業技術研究開発センター (生活工学研究所) (機械電子研究所)	に改める。
--------------	--	-------

(人 事 課)

